

拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年三月十三日

有田芳生

参議院議長 平田健二殿



拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問主意書

平成二十五年一月二十五日、拉致問題対策本部において決定された方針と八項目の具体的施策に関し、以下質問します。

一 項目①には、「更なる対抗措置について検討する」とあります。具体的にはどのような対抗措置ですか。

二 項目②には、「北朝鮮側による拉致問題の解決に向けた具体的な行動」とあります。それはどのような行動のことですか。

三 項目③には、「情報収集・分析・管理を強化する」とあります。これらを行う政府機関はどこですか。

四 項目④には、「拉致の可能性を排除できない事案」とあります。これは昨年末に警察庁が情報公開した八百六十八人（「都道府県別捜査・調査対象者数 平成二十四年十一月一日現在」）のことと理解してよろしいですか。

五 項目⑤には、「内外世論の啓発を一層強化する」とあります。国内と国外に分けて具体的な強化策をお示しください。

六 項目⑥には、「国際的な協調を更に強化する」とあります。今まで以上にどんなことを行おうとしているのですか。

七 項目⑦には、「拉致被害者家族等」とありますが、この中には拉致の可能性を排除できない失踪者のご家族もふくまれているのですか。

八 方針の中に、「拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ない」とあります。これは「政府認定拉致被害者のみならず拉致の可能性の排除できない事案八百六十八人全員の完全解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ない」という意味ですか。

右質問する。